

エルピーガスプラント グループ保険制度

団体定期保険

配当還元率

◆過去5年間の平均配当還元率◆

年間払込保険料の約 37.0%
(制度運営費を除きます。)

【年度別配当還元率】

平成17年度 約51.5%	平成18年度 約24.3%
平成19年度 約23.3%	平成20年度 約44.8%
平成21年度 約40.8%	

※記載の数値は、過去の配当実績に基づくもので、将来のお受取りをお約束するものではありません。

支払実績

◆過去5年間にお支払いした保険金・給付金◆

(平成16年9月1日～平成21年8月31日)
保険金・給付金 8件 25,740,000円

【年度別実績】

平成17年度	1件	240,000円
平成18年度	4件	10,000,000円
平成19年度	1件	10,000,000円
平成20年度	1件	2,000,000円
平成21年度	1件	3,500,000円

効力発生日と申込締切日

効力発生日:平成22年9月1日 申込締切日:平成22年7月9日(金)

当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入(増額)可能です。

毎月募集の申込締切日: 毎月末(事務局必着)

毎月募集の効力発生日: 申込締切日の翌々月1日

- 毎月募集時に加入される場合は、毎月末までに事務局へ「申込書兼告知書」をご提出ください。
なお、引受保険会社(*)が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌月1日となります。
(*)共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)は、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

グループ保険制度の特徴

1. 加入しやすい掛金で最高3,000万円までの死亡・高度障害保障を得ることができます。
2. 業務上、業務外を問わず、24時間保障します。
3. 死亡・高度障害保障だけでなく、不慮の事故による入院保障・障害保障等の充実した保障を得ることができます。
4. 1年更新で、法人・事業主は毎年役員・従業員の保障額を見直すことができます。
(ただし、健康状態によっては保障額を増額できない場合があります。)
5. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
※倒産した事業所は配当金をお受取りになれません。
6. 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
7. 掛金(年間の制度運営費を差引いた金額)は原則として全額損金または必要経費に算入できます。
平成22年3月現在の税制に基づくものであり、今後、税務の取扱いが変わる場合があります。
8. 従業員10名未満の企業もご加入いただくことができます。

保障額と掛金

役員・従業員ごとの保障額に対応する掛金の合計額が会社負担の月払掛金となります。

保障額は下記16コース(死亡保険金額(高度障害保険金額)200万円～3,000万円)の中から保険金決定基準に従って、ご選択ください。

疾病による死亡(高度障害)についての保障額	死亡保険金額(高度障害保険金額)	200万円	300万円	350万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
	不慮の事故による死亡・障害・入院についての保障額	死亡保険金額 + 災害保険金額	300万円	450万円	525万円	600万円	750万円	900万円	1,050万円	1,200万円	1,350万円	1,500万円	1,650万円	1,800万円	2,250万円	3,000万円	3,500万円
	障害給付金額(障害等級1級～6級※1)	100～10万円	150～15万円	175～17.5万円	200～20万円	250～25万円	300～30万円	350～35万円	400～40万円	450～45万円	500～50万円	550～55万円	600～60万円	750～75万円	1,000～100万円	1,000～100万円	1,000～100万円
	入院給付金額(5日以上入院のとき)1日につき※2	1,500円	2,250円	2,625円	3,000円	3,750円	4,500円	5,250円	6,000円	6,750円	7,500円	8,250円	9,000円	11,250円	15,000円	15,000円	15,000円
保険年齢	性別	年齢群別男女別		月払掛金(概算)													
15歳～35歳(S50.3.2生～H8.3.1生)	男性	474	711	829	948	1,185	1,422	1,659	1,896	2,133	2,370	2,607	2,844	3,555	4,740	5,540	6,340
	女性	375	562	656	750	937	1,125	1,312	1,500	1,687	1,875	2,062	2,250	2,812	3,750	4,340	4,930
36歳～40歳(S45.3.2生～S50.3.1生)	男性	548	822	958	1,096	1,370	1,644	1,918	2,192	2,466	2,740	3,014	3,288	4,110	5,480	6,465	7,450
	女性	465	697	813	930	1,162	1,395	1,627	1,860	2,092	2,325	2,557	2,790	3,487	4,650	5,465	6,280
41歳～45歳(S40.3.2生～S45.3.1生)	男性	654	981	1,144	1,308	1,635	1,962	2,289	2,616	2,943	3,270	3,597	3,924	4,905	6,540	7,790	9,040
	女性	519	778	908	1,038	1,297	1,557	1,816	2,076	2,335	2,595	2,854	3,114	3,892	5,190	6,140	7,090
46歳～50歳(S35.3.2生～S40.3.1生)	男性	842	1,263	1,473	1,684	2,105	2,526	2,947	3,368	3,789	4,210	4,631	5,052	6,315	8,420	10,140	11,860
	女性	623	934	1,090	1,246	1,557	1,869	2,180	2,492	2,803	3,115	3,426	3,738	4,672	6,230	7,440	8,650
51歳～55歳(S30.3.2生～S35.3.1生)	男性	1,136	1,704	1,987	2,272	2,840	3,408	3,976	4,544	5,112	5,680	6,248	6,816	8,520	11,360	13,815	16,270
	女性	765	1,147	1,338	1,530	1,912	2,295	2,677	3,060	3,442	3,825	4,207	4,590	5,737	7,650	9,215	10,780
56歳～60歳(S25.3.2生～S30.3.1生)	男性	1,534	2,301	2,684	3,068	3,835	4,602	5,369	6,136	6,903	7,670	8,437	9,204	11,505	15,340	18,790	22,240
	女性	883	1,324	1,545	1,766	2,207	2,649	3,090	3,532	3,973	4,415	4,856	5,298	6,622	8,830	10,690	12,550
61歳～65歳(S20.3.2生～S25.3.1生)	男性	2,128	3,192	3,723	4,256	5,320	6,384	7,448	8,512	9,576	10,640	11,704	12,768	15,960	21,280	26,215	31,150
	女性	1,123	1,684	1,965	2,246	2,807	3,369	3,930	4,492	5,053	5,615	6,176	6,738	8,422	11,230	13,690	16,150
66歳～70歳(S15.3.2生～S20.3.1生)	男性	3,346	5,019	5,855	6,692	8,365	10,038	11,711	13,384	15,057	16,730	18,403	20,076	25,095	33,460	41,440	49,420
	女性	1,593	2,389	2,787	3,186	3,982	4,779	5,575	6,372	7,168	7,965	8,761	9,558	11,947	15,930	19,565	23,200

※1 障害給付金の額は、障害の程度(障害等級)に応じて定まります。不慮の事故により障害等級1級となった場合は高度障害保険金があわせて支払われます。

※2 ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。

■掛金は毎月27日に、当月分を貴社指定の銀行口座から振替えます。

●当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下のものは切捨て、6カ月を超えるものは切上げて計算した年齢をいいます。(例:19歳7カ月の方の保険年齢は20歳となります。)

加入資格

以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の告知事項をご確認ください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

日本エルピーガスプラント共済会の会員事業所の役員・従業員の方で年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。

(ご注意)

- ①一旦加入すれば、その後病気になる場合でも、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②会員(事業主)が日本エルピーガスプラント共済会の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。(この場合、加入されているその会員(事業主)の役員・従業員も年齢によらず脱退となります。)
また、ご加入者が上記加入資格を失われた場合にも、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

・本制度への加入(*)手続きに際しては、加入(*)者の同意印が必要です。「申込書兼告知書」に、加入(*)者の同意印を押印ください。

・加入(*)の同意印のない方は加入(*)できません。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、加入を増額と読替えます。

保険期間

保険期間は効力発生日～平成23年8月31日までとなります。以降は毎年9月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

ただし、募集等の結果、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日となります。
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金をお払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

●上記は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は平成22年9月1日)から適用します。

毎月募集の際に加入される場合は、掛金が確定している可能性があります。掛金についての詳細は、事務局までご照会ください。

掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。

年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。

●以下の金額が「制度運営費」として掛金に含まれております。

死亡保険金額(高度障害保険金額)100万円あたり10円

受取人

- 死亡保険金・災害保険金受取人は、会員会社となります。
- 高度障害保険金・給付金受取人は被保険者ご自身となります。
- 死亡保険金・災害保険金請求時に被保険者の遺族の了知が必要です。

税務上のお取扱い

【掛金】

●法人事業所の場合

法人が役員・従業員のために負担した掛金は年間の制度運営費を差引いた金額が、原則として全額損金に算入でき、その金額は役員・従業員の所得税の課税対象となりません。なお、制度運営費の税務取扱いについては、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

●個人事業所の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は年間の制度運営費を差引いた金額が、原則として全額必要経費に算入でき、その金額は従業員の所得税の課税対象とはなりません。なお、制度運営費の税務取扱いについては、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

【保険金】

●高度障害保険金……受取人が被保険者の場合、非課税です。

※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

【給付金】

●障害給付金・入院給付金……受取人が被保険者の場合、非課税です。

※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

平成22年3月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱い等について記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

保険金・給付金の支払事由

主契約	死亡保険金	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
	高度障害保険金	引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障害状態のいずれかになられた場合、高度障害保険金をお支払いします。 なお、上記によって高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障害状態になられた時に消滅したもとして取扱います。したがって、高度障害保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。
災害保障特約	災害保険金	引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(*1)以後に発生した不慮の事故(*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、またはこの特約への加入日(*1)以後に発病した所定の感染症(*4)を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。 上記によって災害保険金をお支払いする場合には、障害給付金に関し、次のいずれかの事実があるときは、災害保険金額にその該当する給付割合を乗じて得られる金額の合計額を災害保険金額から差引きます。 (1) 災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき (2) 災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
	障害給付金	引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(*1)以後に発生した不慮の事故(*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に<別表 給付割合表(*3)>のいずれかの身体障害の状態に該当された場合、次の(1)または(2)に定める金額の障害給付金をお支払いします。 (1) 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額 (2) 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する種目ごと(ただし、約款に定める身体の同一部位(*3)(以下、単に「同一部位」といいます。))に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみに(1)の規定を適用して得られる金額の合計額 上記(1)(2)の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害(以下、「前障害」といいます。)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障害の状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合は、最も上位の種目に対応する給付割合)を差引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。(別表 給付割合表参照) 障害給付金の支払割合は、同一の不慮の事故または同一の保険期間において、通算して10割をもって限度とします。なお、災害保険金の支払後に、その災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による同一の被保険者についての障害給付金の請求を受けても、引受保険会社は、これをお支払いしません。

災害保障特約	入院給付金	<p>引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(*1)以後に発生した不慮の事故(*3)による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に所定の入院(*5)をされ、その入院日数が5日以上となった場合、保険期間中の入院1日につき、入院給付金をお支払いします。同一の被保険者が同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合、入院日数の判定の際には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。</p> <p>被保険者が災害保障特約の保険期間中に入院を開始し、保険期間の満了日を含んで引続き入院している場合に、この保険契約・特約が更新されないときは、保険期間経過後の入院日数(その入院の退院日までの入院日数)については、保険期間中の入院として取扱います。入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日(更新前の入院日数を含みます。)を限度とします。</p> <p>同一の被保険者が2以上の不慮の事故によって入院し、支払うべき入院給付金が重複する場合でも、入院給付金は重複してはお支払いしません。</p>
--------	-------	---

(*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

(*2) 対象となる「高度障害状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障害状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強度で、回復の見込のない場合をいいます。

(*3) 詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

(<http://www.nissay.co.jp/okofficial/global/topics/dantaiuketori.html>)

(*4) 所定の感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	<p>コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎<ポリオ>、ラッサ熱、クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱、マールブルグ<Marburg>ウイルス病、エボラ<Ebola>ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)</p>
------	--

(注) なお、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は、平成18年12月8日公布の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」第一条に規定する「南米出血熱」および「結核」についても支払対象とします。

(*5) 所定の入院とは、医師(引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)

(2) (1)の場合と同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設

配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。※倒産した事業所は配当金をお受取りになれません。

保険金・給付金をお支払いしない場合等(詳細)

ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたときには保険金・給付金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金・給付金をお支払いします。

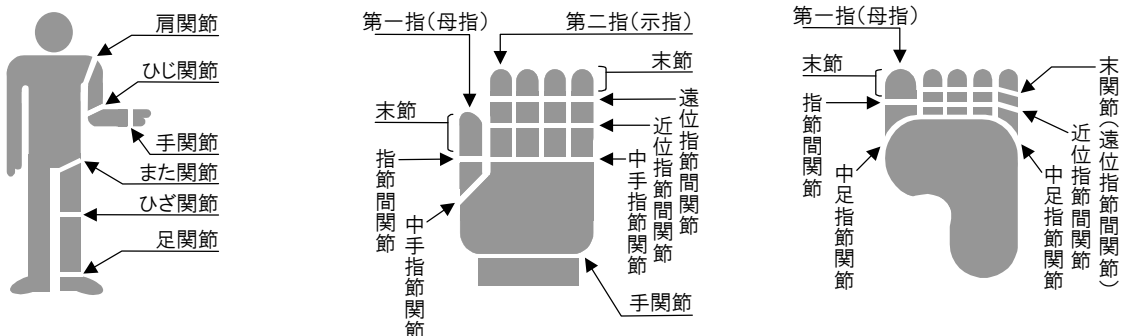
また、次のような場合においても保険金・給付金をお支払いしませんので、ご加入(*1)のお申込みに際し特にご注意ください。

- 引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者の故意。
 - ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。(*2)
- 引受保険会社は、高度障害保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障害保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の故意。
 - ・保険契約者の故意。
 - ・高度障害保険金の受取人の故意。ただし、その高度障害保険金受取人が高度障害保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障害保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。(*2)
- (*1)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。
- (*2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障害保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障害保険金を削減してお支払いします。
- 引受保険会社は、災害保険金、障害給付金または入院給付金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、これらの保険金・給付金をお支払いしません。
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 - ・災害保険金の受取人、障害給付金の受取人または入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金の一部の受取人、障害給付金の一部の受取人または入院給付金の一部の受取人であるときは、引受保険会社はその残額をその他の受取人にお支払いします。
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき。
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 - ・地震、噴火または津波によるとき。(*3)
 - ・戦争その他の変乱によるとき。(*3)
- (*3)ただし、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加が、災害保障特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、これらの保険金・給付金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。
- 高度障害保険金、災害保険金、障害給付金、入院給付金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故がご加入(*1)時以後に生じた場合に限りです。(原因となる傷病や不慮の事故がご加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病や不慮の事故がご加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金・給付金はお支払対象となりません。
- 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたときには、その事由が生じた時以降に発生した保険金・給付金の支払事由については、保険金・給付金をお支払いしません。
 - ・保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
 - ・この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
 - ・上記のほか、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき。
- 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約者または被保険者が保険金・給付金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

別表 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

<上表における部位の補足説明>



制度運営および引受保険会社

当制度は日本エルピーガスプラント共済会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した災害保障特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

この団体定期保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者の加入保険金額・給付金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(平成22年3月30日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】 日本生命保険相互会社(75.6%)【事務幹事会社】 東京海上日動あんしん生命保険株式会社(6.9%)
富国生命保険相互会社(17.5%)

制度内容の変更

日本エルピーガスプラント共済会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

●引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

個人情報の取扱いに関する日本エルピーガスプラント共済会と引受保険会社からのお知らせ

この保険契約は、日本エルピーガスプラント共済会(以下、共済会といいます。)を保険契約者とし、共済会所属(加盟)の事業所(以下、事業所といいます。)の所属員を加入対象とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、共済会および事業所は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、共済会がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

共済会および事業所は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、共済会、事業所および他の共同引受会社等へその目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き共済会、事業所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

ご相談窓口等

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。)

＜団体お問合せ先＞ (社)日本エルピーガスプラント協会 事務局 TEL:03-5777-6167

＜日本生命お問合せ先＞ 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号(932-4197)をお申し出ください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取り扱いしていません。)]

社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(「生命保険相談所」・「地方連絡所」の連絡先は <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お申し込み手続き

- 新規に加入される方、または加入内容に変更(脱退を含みます。)がある方は、「申込書兼告知書」を事務局へご提出ください。
- 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(同意印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。
- 加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますのでご記入不要です。
- 毎月募集にお申し込みされる場合の効力発生日は、**申込締切日の翌々月1日**となります。
〔引受保険会社(共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。)]が「申込書兼告知書」を受理した場合、その翌月1日〕
- 毎月募集にお申し込みされる場合の**申込締切日は、毎月末(事務局必着)**となります。

「申込書兼告知書」を記入した日をご記入ください。

申込締切日の翌々月1日をご記入ください。

「申込書兼告知書」に記載の告知欄の告知事項(2項~3項)への該当の有無について○印をつけてください。

事業所の住所・事業所名・代表者名を記入し、会社印を押印ください。

希望者グループ保険(団体定期保険) 申込書兼告知書

日本生命保険相互会社 行

①ニッセイ用 No. _____

団体名 代表者名 _____ 出印 _____

事業所所在地 _____

事業所名 **東京都〇〇区〇〇△丁目〇番**

代表者名 **△△△〇株式会社**

代表者名 **△△△〇**

申込日(告知日) **平成 22年 7月 7日**

被保険者番号	被保険者氏名(カタカナ)	加入性	生年月日	死亡保険金受取人	要加入保険金額	申込区分	申込保険金額	告知欄	ニッセイ処理欄
0:00	タナカ タロウ	甲	13 4 11 0 0 5	△△△〇〇(カブ)	7	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1000	② ③	115 117 117
0:00	サトウ イチロウ	乙	13 4 20 3 1 5	△△△〇〇(カブ)	7	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1000	② ③	115 117 117
0:00	スズキ ジロウ	鈴木	13 4 30 2 1 0	△△△〇〇(カブ)	7	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1000	② ③	115 117 117
0:00	タカハシ カオル	高橋	23 4 30 5 0 5	△△△〇〇(カブ)	7	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1000	② ③	115 117 117
0:00	マツモト ハナコ	松本	23 5 11 1 2 5	△△△〇〇(カブ)	7	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1000	② ③	115 117 117
0:00	ワタナベ カオリ	渡辺	23 5 5 1 0 2 0	△△△〇〇(カブ)	7	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1000	② ③	115 117 117
0:00	アキヤマ マサト	秋山	13 4 4 1 0 0 5	△△△〇〇(カブ)	7	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨	1000	② ③	115 117 117

この保険制度および保険契約の内容ならびに、この保険にかかわる個人情報等の取扱いについて、加入契約時に説明資料等を通知書でお送りされ、了解したうえで、この保険契約の被保険者となることに同意し押印してください。

「申込保険金額」へは右の保険金ランクから1つ選んで「〇」で記入ください。

小人数 7名 合計 保険金 7000万円

ニッセイ処理欄 支社 営業部 取次者 氏名 _____

氏名をカタカナでご記入ください。

従業員本人が必ず同意印を押印ください。

性別・生年月日をご記入ください。

死亡保険金受取人をご記入ください。
・氏名欄に「△△△〇〇(カブ)」をカタカナ記入
・続柄欄に「7」とご記入ください。

該当する申込区分に○印をつけ、保険金決定基準に従って申込保険金額を右づめでご記入ください。

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

エルピーガスプラント グループ保険制度【契約概要】

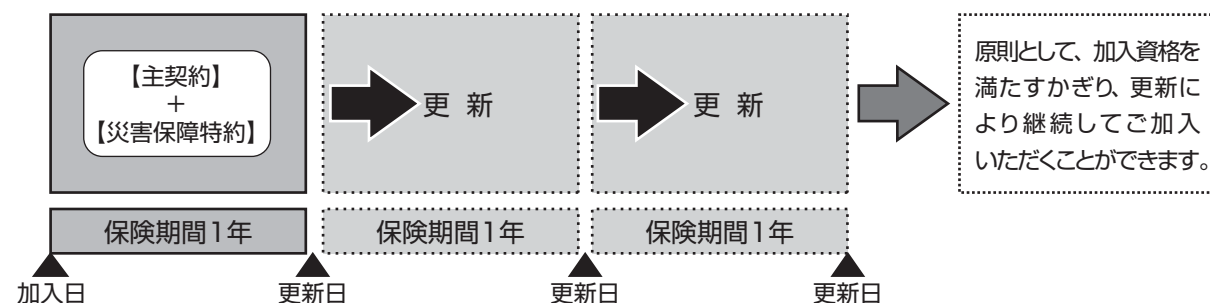
団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」等を必ずご参照ください。

1.この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属(加盟)事業所の所属員等の方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障害に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 災害保障特約により、ご加入者(被保険者)の不慮の事故による死亡に対する保障が充実し、不慮の事故による障害・入院に対する保障も確保できます。

しくみ図(イメージ)



2.主な保障内容と保障額

以下の場合に、保険金・給付金をお受取りになれます。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障害保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気またはケガで、所定の高度障害状態になられた場合

※死亡保険金・高度障害保険金のいずれかのお受取りがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障害保険金は、重複してお受取りになれません。

【災害保障特約】

災害保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に死亡された場合、または加入日(*)以後に発病した所定の感染症により死亡された場合
障害給付金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態になられた場合
入院給付金	加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内かつ保険期間中に所定の入院を開始され、その入院日数が5日以上となった場合

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。

※災害保障特約のお受取りに関する制限につきましては、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

※保障額の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

3.保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
※保険料の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

4.加入資格

本人：団体の所属(加盟)事業所の所属員等で年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。

- ※年齢は効力発生日現在の年齢です。
- ※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5.保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成23年8月31日までとなります。以降は毎年9月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6.受取人

- 受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

7.配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

8.脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

9.制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
※引受保険会社の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- 社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。「生命保険相談所」・「地方連絡所」の連絡先は <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

特にご注意いただきたい事項 【注意喚起情報】

団体定期保険(災害関係特約付)

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入(*)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」等を必ずご参照ください。(*)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

1. クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みに際してはクーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用はありません。

2. 告知に関する重要事項

- 被保険者となられる方の健康状態等について、事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といえます。)
- 本人(主たる被保険者)のお申込みにあたり、複数名記入できる連記式の「申込書兼告知書」を使用する場合は、保険契約者が告知してください。1名ずつ記入いただく「申込書兼告知書」を使用する場合は被保険者となられる方ご本人が告知してください。告知内容によっては、ご加入(*)をお断りすることがありますが、傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお話しまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。
- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。保険金・給付金をお支払いしないことがあります。
- 後日、保険金・給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

3. 責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。) ※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」となります。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

4. 保険金・給付金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、保険金・給付金をお支払いしないことがあります。

例えば、

① 次のいずれかにより保険金・給付金の支払事由に該当した場合

- 主契約
・加入日(*)からその日を含めて1年以内における被保険者の自殺によるとき
・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき
- 災害関係特約
・被保険者の所定の危険職務または危険競技(練習を含みます。)を原因とする事故によるとき(注1)
・保険契約者、被保険者、保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
・被保険者の犯罪行為によるとき
・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ※
・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

※ 災害関係特約とは、次の特約のことをいいます。
・災害保障特約
・傷害特約
・災害割増特約
・交通災害特約
・労働災害保障特約

② 高度障害状態等の原因となる傷病等が加入日(*)前に生じている場合

- 高度障害保険金や特約の保険金・給付金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故等が加入日(*)以後に生じた場合に限り

③ 告知義務違反による解除(注2)の場合

- 引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき

④ 詐欺による取消(注2)の場合

- 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)

⑤ 不法取得目的による無効(注2)の場合

- 保険契約者または被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)

⑥ 保険契約が失効(注2)した場合

- 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき

⑦ 重大事由による解除(注2)の場合

- 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金・給付金受取人が保険金・給付金(死亡保険金の場合)は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があつたとき

等

(注1) 交通災害特約が付保されている場合のみとなります。

(注2) 解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

5. この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であつてもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 本人の配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①、または②に定める日、子どもは①に定める日にこの保険契約から脱退となります。
① 本人の脱退日・死亡日、本人について高度障害保険金が支払われた場合には、本人が高度障害状態に該当された日
② 加入資格を失われた日
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であつた方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細はパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。

6. 制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7. 共同取扱契約

- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

8. 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9. 保険金・給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。保険金・給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合は、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

- 保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

(<http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

10. ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)

- 社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「地方連絡所」の連絡先は <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)

また、生命保険相談所が苦情の申出を受けるときから原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合につ

いては、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

保障内容をお受取人の方へお伝えください！

【保障内容】 保障内容については、【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、保障内容を十分にご確認ください！

【事例】 不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院した。その後経過良好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院で所定の入院をされた場合、すべての入院期間ではなく、最後に入院されたB病院での入院期間についてのみ入院給付金をご請求いただくケースがみられます。
転院前のA病院での入院期間についても入院給付金をお受取りいただける可能性があります。

【事例】 不慮の事故が原因で所定の身体障害状態になられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

不慮の事故により指を切断したため入院したが、障害状態は回復せず所定の身体障害状態となった。

入院給付金のみご請求いただき、障害給付金についてご請求いただいていないケースがみられます。
障害状態が回復せず所定の身体障害状態となられた際に障害給付金をお受取りいただける可能性があります。